



IFRIC D23 号「非現金資産の株主への分配」

国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)は、株主への非現金資産の分配をどのように会計処理するかに関する指針を提供する解釈指針案を公表しました。PwC グローバル ACS センtralチームの Michael Stewart が、この解釈指針案について解説します。

IFRIC 解釈指針案 D23 号「非現金資産の株主への分配」(IFRIC D23 号)は、事業体が一定の分類の株主に対して非現金資産を分配する配当を発表する場合に適用されます。このような資産の例としては、有形固定資産や他の事業体の持分などがあります。また、株主が非現金資産あるいは現金代替物のどちらかの受取を選択できる場合にも適用されます。しかしながら、当解釈指針は親会社に対する分配には適用されません。すなわち、グループ内における非現金資産の移転は当解釈指針の適用範囲外となります。当解釈指針は、特定の分類の株主が平等に取り扱われない分配に対しては適用されません。

当解釈指針のアプローチでは、まず、事後測定を含む未払配当の負債認識に関する指針を提供します。そして次に、分配された資産と分配が行われたときの負債の簿価との間に差異がある場合にその差異をどのように会計処理すべきかについての指針を提供します。

D23 号では、発表された配当に関する負債は IAS 第 37 号「引当金、偶発債務及び偶発資産」に基づいて認識し、株主資本等変動計算書において対応する自己資本の減少を認識することを提案しています。この負債額は、貸借対照表日現在でその企業が負債を決済するあるいは第三者に譲渡するために支払わなければならない金額についての、経営者の最善の見積によって測定されます。D23 号は、負債の測定について検討する際には、「分配される資産の公正価値を考慮しなければならない」としています。しかし、負債の公正価値による測定は、2007 年 11 月に開催された IFRIC の会議での結論と考えられますが、D23 号ではこれを明示的には要求していないようです。さらに D23 号は、現金以外の資産が提供される場合には、経営者は負債の測定にあたり、株主が資産を受取る場合、各株主への分配を見積ることがそもそも要求されるとしています。負債の事後測定は、株主資本等変動計算書において分配額の調整として計上されます。

債務の決済により、分配された資産と決済された負債の認識が中止されます。分配された資産と決済された負債の簿価に差異がある場合には、その差異は損益計算書上で認識されます。この差異は、その資産の所有権の存続中にその事業体に発生した保有利益を反映しています。この保有利益の認識を損益計算書上で行うことにより、その事業体の視点からの取引の影響が反映されます。またこれにより、他の分類の株主やその事業体の資産に対して請求権を有するその他の者(例: 資金提供者等)に、特に関連のある、当該分配についての透明性を図ることもつながります。しかし一方で、特定の分類の株主が平等に取り扱われない分配は、透明性のある開示へのニーズが高いにも関わらず、当解釈指針の適用対象から除外されています。

非現金資産の分配のための負債を公正価値で認識し、決済による事後的な利益を損益計算書上で認識することにより、多くの企業で会計処理の変更が生じると予想されます。これまで、多くの企業は、非現金による分配のための負債を資産の簿価で計上してきたため、分配に際して利益が認識されることはありませんでした。当解釈指針が適用される事例としては、あるグループがそのなかのある部門あるいはその事業の内の独立した部分を、その株主に対して既存の親会社に対する持分に比例して分離される事業の持分割合を分配することにより分離させる場合などが挙げられます。

この解釈指針案に関するコメント募集期限は 4 月 25 日です。

お問合せ： あらた監査法人(広報)

あらた監査法人

〒108-0014

東京都港区芝浦4丁目2-8

住友不動産三田ツインビル東館13階

電話:03-6858-0179(直通)

メールアドレス: aratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 ヶ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.